

JST 大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム共創プログラム

HSFC（エイチフォース）GAP ファンド 2026年度 公募要領 （ステップ1・ステップ2）

【ステップ1】

エントリー期間	2026年4月1日（水）～ 4月30日（木）正午【厳守】
募集期限	2026年6月5日（金）正午【厳守】

※募集期限は、所属機関から公募担当への申請書類提出期限となります。

【ステップ2】

エントリー期間	2026年9月24日（木）～ 10月29日（木）正午【厳守】
募集期限	2026年11月27日（金）正午【厳守】

※募集期限は、所属機関から公募担当への申請書類提出期限となります。

2026年3月 1.0版



北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク
Hokkaido Startup Future Creation Development by Mutual Support Networks
(HSFC : エイチフォース)

公募概要

本公募要領は、北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク（以下、「HSFC」という。）が募集するスタートアップ創出プログラム「HSFC GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）について記載しています。本プログラムの公募は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施する大学発新産業創出基金事業を委託され HSFC が募集を行うものです。

I 趣旨・目的

本プログラムでは、HSFC の主幹機関およびスタートアップ創出共同機関（以下、「SU 創出共同機関」という。）である研究成果の起業による事業化を支援します。

研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金（GAP ファンド）をはじめ、採択された研究開発課題に対しては、研究代表者が所属する研究機関の起業支援人材等による伴走型支援のほか、起業にあたって必要となる資本戦略、事業戦略、知財戦略等の講習および Demo Day 等においてベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）や事業会社とのマッチングの機会を提供します。

II 北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク（HSFC）

HSFC は、北海道内に広く点在する大学・高専など複数の研究機関や、産業界、金融機関、自治体等約 60 からなる大学等発研究開発型スタートアップ創出のためのプラットフォームです。主幹機関、SU 創出共同機関、協力機関から構成されており、北海道に存在する多様な研究シーズを基盤として、地域に新しい産業を創出することを目指し、ネットワークの強化・推進に取り組んでいます。

HSFC では、本公募「HSFC GAP ファンド」による大学発スタートアップ創出支援のほか、「起業活動支援プログラムの運営」、「起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成」、「起業環境の整備」、「プラットフォーム内外のエコシステムの形成」に取り組んでいます。

HSFC の概要については、以下の URL を参照してください。

<https://hsfc.jp/>

III HSFC の主幹機関および SU 創出共同機関

主幹機関			
北海道大学			
SU創出共同機関			
旭川医科大学	旭川工業高等専門学校	旭川市立大学	小樽商科大学
帯広畜産大学	北見工業大学	公立千歳科学技術大学	公立ほこだて未来大学
札幌医科大学	苫小牧工業高等専門学校	函館工業高等専門学校	北海学園大学
北海道医療大学	北海道科学大学	北海道情報大学	室蘭工業大学

目次

1. 大学発新産業創出基金事業（JST 基金事業）について	5
1.1. JST 基金事業の目標	5
1.2. JST 基金事業の目指す姿	5
1.3. JST 基金事業の特徴	5
1.3.1. JST 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定	5
1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進	6
1.4. 本公募要領での主な用語	6
2. 公募・選考	8
2.1. 募集の対象となる事業化に向けた研究開発	8
2.2. 募集するプログラムの詳細	8
2.3. 研究開発期間	10
2.4. 応募の要件	10
2.4.1. 対象となる研究開発課題の要件	10
2.4.2. 研究代表者の要件	10
2.4.3. 事業化推進機関の要件（ステップ 2 のみ）	11
2.4.4. 経営候補人材の要件	11
2.4.5. 研究開発課題における共同研究	12
2.4.6. 知的財産に関する要件	12
2.5. 応募の制限	12
2.6. 応募方法	14
2.6.1. エントリー方法	14
2.6.2. 申請様式	14
2.6.3. 提出方法	14
2.6.4. 申請書類作成時の注意事項	15
2.6.5. 様式 3「課題予算案」の作成について	15
2.7. 達成目標とマイルストーン設定について	16
2.8. 募集期間・選考スケジュール	16
2.9. 本プログラムの全体の流れ	17
2.10. 研究開発課題の審査・選考方法	19
2.11. 研究開発課題の審査項目、観点について	19
2.12. 個人情報等の取扱い	20
2.13. ダイバーシティ	21
3. 採択後の研究開発課題の推進などについて	22
3.1. 研究計画書等の作成	22
3.2. 研究開発課題の推進	22
3.2.1. 研究代表者の主な役割	22
3.2.2. 事業化推進機関の主な役割	22
3.2.3. 起業支援人材による伴走支援	22
3.2.4. 研究開発課題推進にあたっての留意事項	23

3.3. 研究開発費.....	23
3.3.1. 研究開発費として認められる資金使途.....	23
3.3.2. 特許関連経費について.....	23
3.4. マイルストーン評価.....	23
3.5. 成果報告会・Demo Day への参加.....	24
3.6. 起業後の支援継続.....	24
3.7. 起業の報告.....	24
4. 申請書類提出先・問合せ先.....	25

1. 大学発新産業創出基金事業（JST 基金事業）について

JST 基金事業は、政府のスタートアップ育成 5 年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進するものです。なお、本基金事業は競争的資金制度に該当します。

1.1. JST 基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5 年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募を含む各種事業の推進を通じて、以下の目標の達成を目指すものです。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ（以下、「大学等発 SU」）の創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.2. JST 基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において、「1.1.JST 基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品または新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.3. JST 基金事業の特徴

1.3.1. JST 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけではなく、事業開発も必要となります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を 2 つのステップに分けて考えます（参照：表 1）。

ステップ 1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げる段階、ステップ 2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価や実証（PoC）からスタートアップ組成に向けて PoC を継続的に実施して、実際に起業に至るまでの段階です。

表 1：ステップの定義

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2	
		概念実証	スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。	ビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってのクリアすべき課題の解決を目指す。	概念実証の取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施する。

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定したうえで、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。

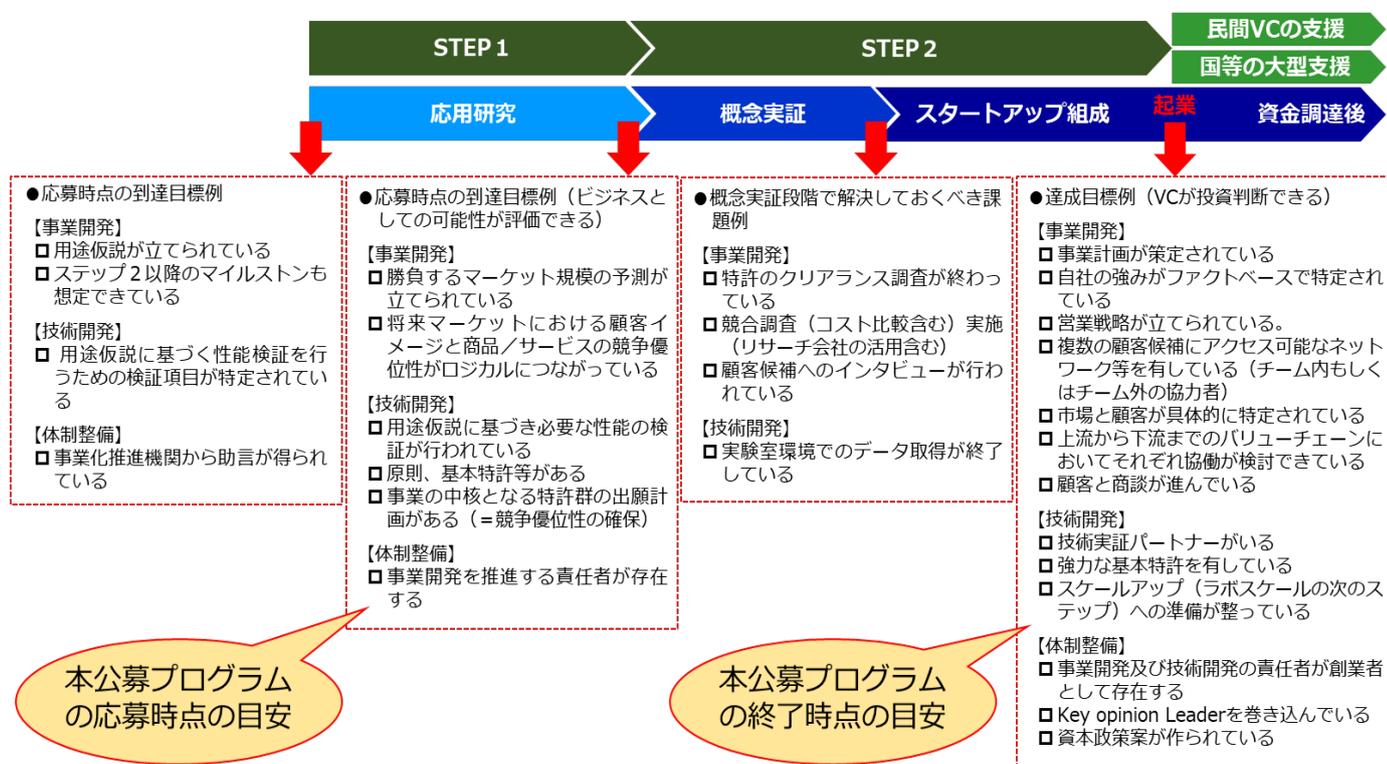
そこで、本事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。

以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストーン、および達成目標例を例示します。

「達成目標」及び「マイルストーン」の妥当性は評価における重要な項目の一つとなりますので、申請に際しては研究開発課題や分野の特性を考慮しつつ、適切な達成目標を設定してください。

図 1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本プログラムにおいては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めたうえで、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するようにしてください。

1.4. 本公募要領での主な用語

スタートアップ	一般的には、グローバル規模での社会的・経済的インパクトを目指し、大きくスケールするビジネスを行うことを目指す企業のことを指す。特に、研究成果を活用することでそのインパクトの実現を企図するものはディープテック・スタートアップと呼ばれる。
---------	---

シーズ	事業化を目指すうえで核となる研究成果等を指す。本プログラムにおける申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。
PoC	Proof Of Concept（プルーフ・オブ・コンセプト）の略で、日本語では「概念実証」と訳されます。新しい手法などの実現可能性を見出すために、試作開発に入る前の検証を指す。
研究開発課題	研究代表者が中心となり、本プログラムの支援を受けて事業化に向けたビジネスのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）取得等を進める課題。
研究代表者	本プログラムにおける研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者等。申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。
主たる共同研究者	大学等発 SU の創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、研究代表者の所属する機関（HSFCの主幹機関もしくはSU創出共同機関）と異なる機関に所属する共同研究者を指す。主たる共同研究者の所属する機関は、HSFC または HSFC 以外のプラットフォームの主幹機関もしくは SU 創出共同機関となり、JST は主たる共同研究者が所属する機関と委託研究契約を締結することとなる。
事業化推進機関	研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関（VC など）。事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。
起業支援人材	本プログラムにおいて、HSFC の参画大学等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には、学内 URA 等の専門人材が想定され、機関内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。
経営者候補人材	創業後のスタートアップの経営者（CEO）となる前提で、研究開発課題に参画する人材。
Demo Day	事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）。

2.公募・選考

2.1. 募集の対象となる事業化に向けた研究開発

本プログラムでは、HSFC に参画する大学等のシーズを核にして、起業による事業化を目指す研究開発課題の中で、JST 基金事業におけるステップ 1（応用研究）もしくはステップ 2（概念実証・スタートアップ組成）に入ることが適切と判断される課題が支援対象となります。基礎研究を目的とした提案や、起業よりも既存企業への技術移転を目的とした研究開発課題は本事業の支援については対象外となります。

2.2. 募集するプログラムの詳細

HSFC では、2 つの GAP ファンドプログラムを設定しています。

プログラム	ユニコーン志向型スタートアップ創出プログラム (U 型)	ゼブラ志向型スタートアップ創出プログラム (Z 型)
定義	企業価値の最大化を図り、上場・M&A による Exit を志向する研究開発型ユニコーン企業※1 の創出を目指すプログラム	地域社会への研究成果の還元と持続的な成長を志向する研究開発型ゼブラ企業※2 の創出を目指すプログラム

※1：ユニコーン企業：一般的には、自社のテクノロジーを活かして急成長や株式市場への上場などを目指す企業であり、評価額が10億ドル以上、かつ設立10年以内の未上場ベンチャー企業のことを指す。

※2：ゼブラ企業：2017年にアメリカの女性社会起業家らが提唱した概念。時価総額を重視するユニコーン企業と対比させて、社会課題解決と経済成長の両立を目指す起業を、白黒模様、群れで行動するゼブラ（シマウマ）に例えて命名。近年、日本でも注目を集めており、その特性に応じたインパクト投融資が行われて潜在力を発揮することで、地域課題の解決につながる可能性がある（出典：2024年経済産業省資料「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」から抜粋）

本プログラムでは、下記の募集枠で研究開発課題を募集します。

募集枠	ステップ 1		ステップ 2	
	U 型	Z 型	U 型	Z 型
直接経費 支援額上限	500 万円	300 万円	6,000 万円	500 万円
支援期間	最長 1 年程度	最長 1 年程度	最長 3 年程度	最長 1 年程度
採択件数	25 件程度		9 件程度	
申請者	研究代表者		研究代表者・事業化推進機関	

※ U 型と Z 型の併願申請はできません。ご自身が目指す事業化の方向性を踏まえ、適切なプログラムへの申請をしてください。

※ 2021 年度もしくは 2022 年度に実施した HSFC の起業活動支援プログラム（GAP ファンド）に採択された研究開発課題は、再度支援を行うことで事業化に近づくことが見込まれることを前提に、申請可能です。ただし、2022 年度の GAP ファンド「ビジネスチャレンジ」枠に採択された研究開発課題については、U 型ステップ 2 のみ申請可とします。

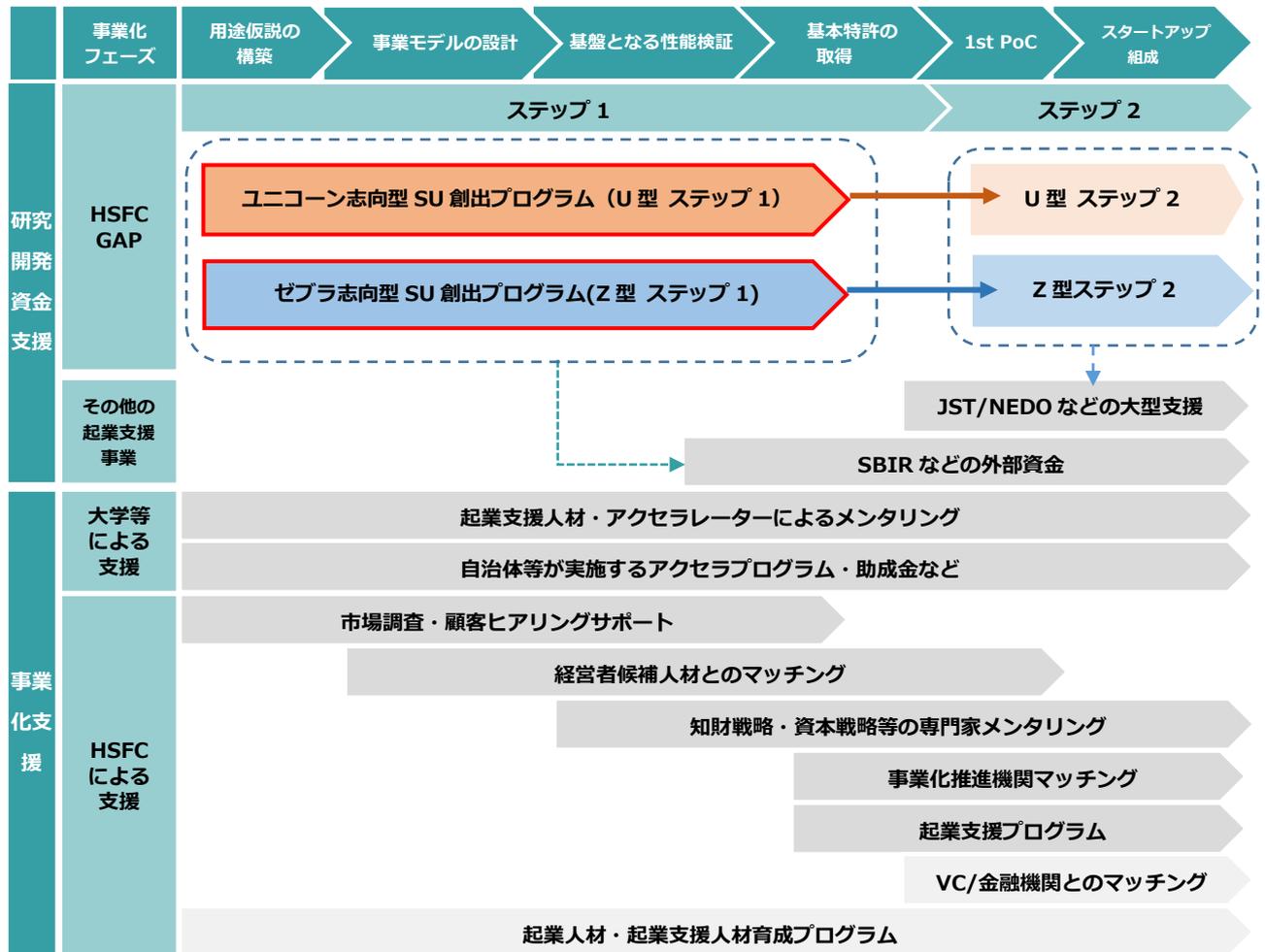
※ ステップ 1 に採択された研究開発課題については、同一年度に公募するステップ 2 への申請はできません。

※ 採択された研究開発課題のステップ 1 からステップ 2 への移行は、改めてステップ 2 に申請してください（支援期間が重複する申請は不可）。

※ 上表の採択件数は目安であり、該当する研究開発課題がない場合は、予定採択件数を下回る場合もあります。また、採択時に申請金額から減額して採択されることもあります。

※ 申請者となる研究代表者、事業化推進機関の要件は、後記「2.3. 応募の要件」をご確認ください。なお、学生（修士課程、博士課程）はステップ2「ユニコーン志向型 SU 創出プログラム」は申請できません。

図2：各プログラムと事業進捗のイメージ



2.3. 研究開発期間

ステップ 1	U 型	最長 1 年程度（2026 年 10 月 1 日以降～2027 年 9 月 30 日までを予定）
	Z 型	
ステップ 2	U 型	最長 3 年程度（2027 年 4 月 1 日以降～2030 年 3 月 31 日までを予定）
	Z 型	最長 1 年程度（2027 年 4 月 1 日以降～2028 年 3 月 31 日までを予定）

※ 本プログラムでは、HSFC で課題が採択された後、後述する研究開発計画書等を JST に提出し、その内容について JST の承認を受ける必要があります（承認時期の目安：採択後 1～1.5 か月程度）。

※ 予算の執行開始時期については、課題採択後に、所属機関の契約担当部署へご確認ください。

2.4. 応募の要件

2.4.1. 対象となる研究開発課題の要件

本プログラムでは、HSFC の主幹機関または SU 創出共同機関の大学等のシーズを核にして、起業による事業化を目指す研究開発課題が支援対象となります。

対象内容は事業化に向けて研究機関の研究成果と起業・事業化とのギャップを埋めるために行う、起業・事業化可能性の検証、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品開発及び仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果等）の取得、市場調査、知財の確保等に限ります。また、純粋な基礎研究用途や、既存及び立ち上げたスタートアップ企業のために使用することはできません。

なお、ステップ 2 においては、提案段階から事業化推進機関の参画を得て、そのプロジェクトマネジメントのもと、事業化推進機関と研究代表者が一体となって研究開発課題を推進する体制を整える必要があります。

2.4.2. 研究代表者の要件

研究開発課題の研究代表者は、以下の①～⑦のすべての要件を満たすこととします。

① 応募時点および研究実施期間において、HSFC の主幹機関もしくは SU 創出共同機関に所属する研究者または学生（修士課程、博士課程に限る。学部生は不可）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません。また、研究代表者が研究実施期間中に何らかの理由により長期間不在となる場合、原則として支援は中止となります。必ず事前に JST までご連絡ください）。

応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中、出願予定のもの、または特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も妨げられません。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能です。

② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。

③ シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関し、そのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

④ プラットフォーム（HSFC）が目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解のうえ、貢献する意志を有すること。

⑤ 他の競争的資金等のプロジェクト経費で雇用されている研究者（特任教員等）については、当該プロジェクト

への専従が求められている必要があり、本プログラムの研究代表者としての業務を兼務できないことがあります。本プログラムへ応募するにあたり、研究代表者として申請可能か否かについて、必ず事前に所属機関の事務担当部門へ確認してください（採択後に研究代表者になれないことが分かった場合は、採択を取り消すことがあります）。

また、学生（修士課程、博士課程）が研究代表者となる場合は、以下⑥～⑦が条件となります。なお、ステップ2のユニコーン志向型には申請できません。

- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は不可です。また、研究代表者が研究実施期間中に何らかの理由により長期間不在となる場合、原則として支援は中止となります。必ず事前に JST までご連絡ください）
- ⑦ 学生および指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。

2.4.3. 事業化推進機関の要件（ステップ2のみ）

本プログラムでは、ステップ2への申請は、事業化推進機関との共同申請を必須としています。ステップ2においては、事業化推進機関が事業化および資本政策等を主導し、研究代表者および研究機関と連携して研究開発課題を推進します。

以下の①～⑤のすべての要件を満たす事業化推進機関との連携構築に取り組みながら、本プログラムを実施していただきます。なお、共同申請を行った事業化推進機関は、面接審査等において、その申請の内容について、事業構想・事業開発等の観点からの説明を求められることがあります。

- ① 事業を構想する能力（起業前段階を含む大学等発 SU の事業育成や資金調達に関する実績や、戦略・計画の立案能力）を有していること。
- ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる実績、能力および熱意を有しており、本プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。また、課題に複数機関が参画する場合、プロジェクト推進のために必要な連携関係が構築できること。
- ③ HSFC が実施する事業化に不可欠な人材（経営者候補人材を含む）の確保・マッチングに協力するとともに、本プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できること（国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい）。
- ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- ⑥ 日本の法人格を有すること。また、補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置に該当していない機関であること。

2.4.4. 経営候補人材の要件

研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨します。本プログラムへの申請時に参画している必要はありませんが、ステップ2においては研究開発期間の最終年度までに参画することを求めます。経営者候補人材の要件は下記の通りです。

- ① 起業経験や創業期のスタートアップでの実務経験を通じてスタートアップの経営能力を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- ② 本プログラムの支援を受けるにあたり、研究開発実施体制に参画し、人件費や活動費を要する場合は、研究

代表者の所属機関から執行すること。

2.4.5 研究開発課題における共同研究

以下①～②に該当する場合、研究代表者とは別に研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定し、共同研究を実施することが可能です（3 機関以上の共同研究についても同様の考え方となります）。

なお、研究代表者が所属する研究機関の研究者との共同研究については、主たる共同研究者には該当しません。研究代表者が所属する研究機関の研究者については、本事業においては「その他参画者」として取り扱うものとします。

- ① HSFC の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究
- ② HSFC の主幹機関・SU 創出共同機関と、他のプラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究

②のパターンの場合、事前に HSFC と他のプラットフォームでの合意が必要です。申請前に研究代表者の所属する機関の研究推進事務担当等（以下「担当部署」という。）を通じて、HSFC 事務局へお問い合わせください。

※他のプラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関の詳細については、JST の HP をご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/project2023.html>

研究代表者が所属する研究機関の研究者が研究開発課題に参画する場合は、申請書（様式 1）の「10. 課題の推進体制の詳細」において、その他参画者として、その役割等を記載してください。

2.4.6 知的財産に関する要件

申請の核となる技術シーズについては、本募集プログラムを通じて創出されるスタートアップでの事業化に関し、当該技術シーズの発明者および技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていることが必要です。

その確認のため、提案時には、研究代表者等が所属する機関の知的財産担当者による「[様式 2 知的財産確認書](#)」を提出してください。知的財産確認書の作成には機関内で一定の時間を要する場合がありますので、所属機関において早めにご対応ください

2.5. 応募の制限

- 1) 同一の研究代表者は、以下の〈対象となる制度〉のうち 2 つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- 2) 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- 3) 〈対象となる制度〉のいずれも支援を受けていない場合、複数の〈対象となる制度〉に申請することが可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するか選択していただきます。
- 4) 〈対象となる制度〉のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の〈対象となる制度〉には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の〈対象となる制度〉および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の〈対象となる制度〉には申請できません。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日等の調整を行い

ます。

(c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の〈対象となる制度〉には申請できません。

5) 下記の〈対象となる制度〉に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は1)、3)、4)と同様の扱いとします。

上記の記載は研究代表者に関する記載であり、事業化推進機関については原則、応募の制限はありません。

〈対象となる制度〉

○起業を目指す取組を支援する事業 ※1

大学発新産業創出基金事業	重複制限
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム (D-Global)	×
スタートアップ・エコシステム共創プログラム (本プログラム) 内の研究開発課題	—
早暁プログラム ステージ 2	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START)	重複制限
SBIR フェーズ 1 支援 (起業による技術シーズの事業化を目指す場合)	×

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

○技術移転を目指す取組を支援する事業 ※2

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START)	重複制限
SBIR フェーズ 1 支援 (技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合)	△

※2 SBIR フェーズ 1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象ファンドのうち起業を目指す他ファンドと 2 件同時に実施することが可能です (同一のファンドへは起業/技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません)。ただし、両方で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

△ : シーズが異なれば実施可

※ それぞれのシーズが異なることが条件となります。同一のシーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

× : 同時に実施不可

※ どちらのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※ どちらかのファンドの研究代表者を務めている場合 (最終年度である場合を除く) は応募できません。

※ 基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム (本プログラム) で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、両プログラムの重複実施は認められないため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択された場合、本プログラムの研究開発は当該プログラムの研究開発開始日まで中止とします。

— : 同時に申請不可 (同一ファンドへの複数申請は不可)

2.6. 応募方法

2.6.1 エントリー方法

本事業への応募を希望する場合は、エントリー期間内に、専用のエントリーフォームに必要事項を入力の上、送信してください。エントリー登録の締切時刻は、各エントリー期間の最終日の正午【厳守】とします。

○エントリーフォーム URL 【ステップ 1・2 共通】

<https://forms.gle/AozbtEhbzwXcZJkT7>

○エントリーフォーム入力事項

- ・研究代表者の情報（所属・役職・連絡先等）
- ・研究代表者が所属する機関の起業支援人材の情報
※担当となる起業支援人材が未定の場合は、エントリーできません。
所属する機関の担当部署へ事前にお問い合わせのうえ、起業支援人材を確定させてください。
- ・事業化推進機関の情報（ステップ 2 のみ。エントリー時に未定でも可）
- ・申請プログラム（U 型または Z 型）
- ・提案分野（ライフサイエンス、アグリカルチャー、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、情報通信・データ、その他）

2.6.2 申請様式

エントリー後、研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ 2 では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書類を作成してください。

提出区分	様式	様式名	ファイル形式
ステップ 1・ ステップ 2 共通	様式 1	研究開発課題の概要	Word
	様式 2	知的財産確認書 (本課題において知財を活用する場合のみ。 「2.4.6.知的財産に関する要件」 を参照してください。)	Word
	様式 3	課題予算案	Excel
	—	ヒアリング審査資料	PowerPoint
	—	確認書（研究代表者が学生の場合のみ）	Word
ステップ 2 のみ	様式 4	事業化推進機関および事業化推進者の概要	Word
	様式 5	事業化推進機関の財務状況	Excel

2.6.3. 提出方法

申請書類は、研究代表者が所属する機関の担当部署を通じて提出してください。

研究代表者は、所属機関が定める提出期限までに、所属機関の担当部署へ申請書類一式を提出してください。

担当部署は、研究代表者からの提出を受け、機関内での確認後、[「2.8. 募集期間・選考スケジュール」](#)に定める提出期限までに、指定の Web サイトから、HSFC GAP ファンド公募担当（ノーステック財団）へ申請書類を提出してください。

なお、様式を提出する際には、様式ごとに、下記のとおりファイル名をリネームしてください。

様式番号	リネーム後のファイル名
様式1	01_様式1_研究開発課題の概要_〇〇大学_研究代表者氏名
様式2	02_様式2_知的財産確認書_〇〇大学_研究代表者氏名
様式3	03_様式3_課題予算案_〇〇大学_研究代表者氏名
－	06_ヒアリング審査資料_〇〇大学_研究代表者氏名
－	07_確認書_〇〇大学_学生氏名
様式4	04_様式4_事業化推進機関の概要_〇〇大学_研究代表者氏名_事業化推進機関名
様式5	05_様式5_事業化推進機関の財務状況_〇〇大学_研究代表者氏名_事業化推進機関名

※ ステップ1・ステップ2で提出する申請書類の区分については、「2.6.2 申請様式」の表を参照してください。

2.6.4. 申請書類作成時の注意事項

- ・研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ2では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書類を作成してください。
- ・ステップ2では、特に事業構想やプロジェクトマネジメントに関しては事業化推進機関が中心となって記載してください。

2.6.5. 様式3「課題予算案」の作成について

- ・JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳細は、以下のURLにて最新の研究者ハンドブック及び事務処理説明書等を必ず確認してください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_researcher-handbook_2025.pdf

- ・課題予算案の作成にあたっては、研究開発課題を推進するために必要な経費か、資金使途は問題ないか、研究代表者が所属する大学等やJSTの経費執行にかかる規程、ルール等に準拠しているかを入念にご確認のうえ、作成するようにしてください。
- ・研究開発費は研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定のうえ、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等に使用する費用）であり、以下の使途に支出することができます。

【研究開発費（直接経費）】

予算費目	主な使途
①物品費	新たな研究設備・機器（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費。
②旅費	研究計画書記載の研究参加者及び外部専門家等の招へい者に係る旅費。 ※各所属機関の旅費規程に準拠します。
③人件費・謝金	研究参加者・支援者等（ただし、研究担当者を除く※2）の人件費・人材派遣、講演依頼謝金等の経費。

予算費目	主な用途
	※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。 ※様式 1 申請書「10.課題の推進体制の詳細」に記載がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。※主幹機関、SU 創出共同機関の参加者は全て研究計画書に研究参加者として登録してください。 ※雇用契約にかかわる諸条件は各所属機関の規程に準拠します。
④その他	①～④の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費（※2）。 ※外注費は、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっております作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。 ※「3.3.2.特許関連経費について」もご参照ください。

※1 既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討したうえで、必要不可欠なもののみを調達してください。

※2 一定の要件を満たした場合に限り、研究代表者（PI）の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。ただし、ステップ 1 においては、PI 人件費の支出上限は各年度の直接経費の 10%、バイアウト制の支出上限は各年度の直接経費の 20%となります。いずれも事前に JST の承認が必要です。

2.7. 達成目標とマイルストーン設定について

研究開発課題の概要（様式 1）には、課題終了時に達成すべき目標（達成目標）を明確に記載し、その達成に向けた事業化および研究開発マイルストーンを設定してください。

達成目標およびマイルストーンの設定にあたっては、「1.3.1. JST 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」を参照してください。これらの妥当性は評価における重要な項目の一つとなります。

なお、達成目標については、事業開発、研究開発および課題推進体制の観点から整理した上で設定してください。設定された達成目標およびマイルストーンは、「3.4 マイルストーン評価」において評価の対象となるため、評価の観点を踏まえ、具体的かつ実現可能な内容となるよう留意してください。特にステップ 2 においては、PoC の実施内容、検証方法および検証結果が明確に判断できるよう、具体的なマイルストーンを設定してください。

2.8. 募集期間・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下のとおりです。

研究代表者は、所属機関の担当部署が定める学内締切に従い、担当部署へ申請書類を提出してください。

所属機関は、研究代表者からの提出を受け、機関内確認のうえ、指定の Web サイトから公募担当へ申請書類を提出してください。なお、提出に使用する URL は、後日、担当部署へ通知します。

【ステップ 1】

エントリー登録	2026 年 4 月 1 日（水）～ 4 月 30 日（木）正午【厳守】 ※ 所属機関を通さず、研究代表者が WEB フォームにより直接登録
申請書類提出期限	（所属機関から公募担当への提出期限） 2026 年 6 月 5 日（金）正午【厳守】 ※研究代表者による提出期限は、所属機関が定める期日とします。
二次審査（ヒアリング審査）	2026 年 8 月 4 日（火）、8 月 5 日（水）（予定）
採択結果（内定）の通知	2026 年 8 月下旬
プログラムの開始	JST 承認日から開始（2026 年 10 月 1 日以降を予定）

【ステップ 2】

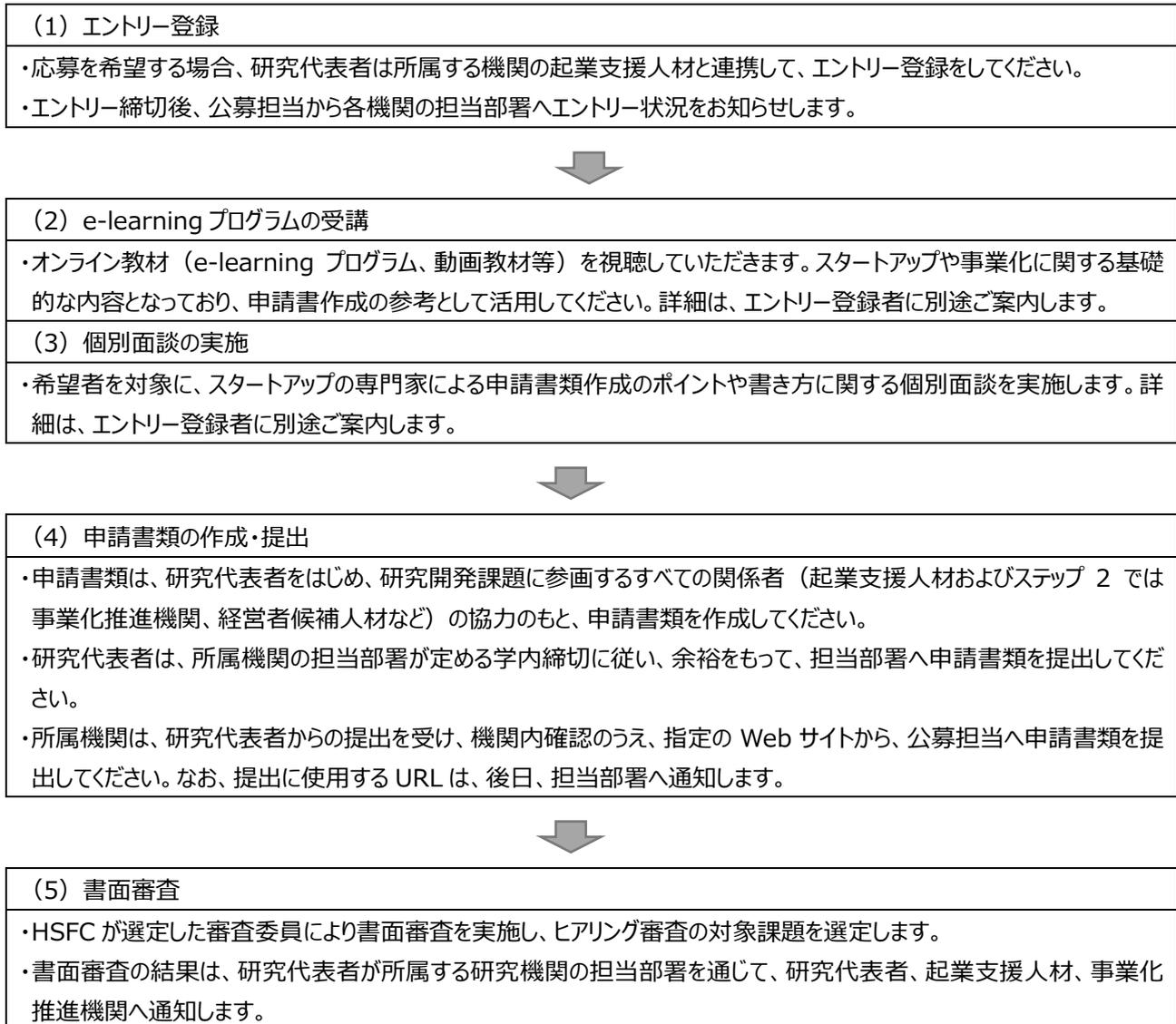
エントリー登録	2026年9月24日(木)～10月29日(木) 正午【厳守】 ※ 所属機関を通さず、研究者が WEB フォームにより直接登録
申請書類提出期限	(所属機関から公募担当への提出期限) 2026年11月27日(金) 正午【厳守】 ※ 研究代表者による提出期限は、所属機関が定める期日とします。
二次審査(ヒアリング審査)	2027年1月21日(木)、1月22日(金) (予定)
採択結果(内定)の通知	2027年2月上旬
プログラムの開始	JST 承認日から開始 (2027年4月1日以降を予定)

※ 申請書類提出期限以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。

※ 書面審査の結果を踏まえ、二次審査(ヒアリング審査)の対象課題を決定します。発表者によるヒアリング審査の日の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 学内締切日は、所属機関ごとに異なりますので、必ず事前にご確認ください

2.9. 本プログラムの全体の流れ





(6) ヒアリング審査（オンライン開催）

- ・HSFC が設置した審査委員会により、オンラインによるヒアリング審査を実施します。
- ・ヒアリングには、研究代表者、起業支援人材、事業化推進機関（ステップ 2 のみ）が出席します。
- ・ステップ 1 は、研究代表者が課題全体の計画について説明していただきます。
- ・ステップ 2 は、研究代表者または事業化推進機関が課題全体の計画（事業化、技術シーズの詳細含み）について説明します。技術シーズの詳細については研究代表者から説明いただくことも可能ですが、事業化推進機関も技術シーズについて理解していることが必要です。



(7) 審査の結果通知

- ・審査委員による審査結果を踏まえ、HSFC が採択課題を決定します。
- ・採否について、研究代表者が所属する研究機関の担当部署を通じて、研究代表者、起業支援人材、事業化推進機関へ通知します。
- ・採択結果は、HSFC の Web サイト等において公表します。公表内容には、課題名、研究代表者名、所属機関名等が含まれます。



(8) 研究開発計画書等の作成・提出

- ・研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ 2 では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、研究開発計画書を作成し、研究代表者が所属する研究機関の担当部署へ提出してください。
- ・HSFC の主幹機関（北海道大学）が全ての採択課題の研究開発計画書等を取りまとめ JST へ提出します。



(9) JST による承認・プログラムの開始

- ・JST において、研究開発計画書等が承認され次第、プログラムの開始および執行が可能となる見込みです。
- ・承認前に、JST より研究開発計画の内容についてコメントが入ることがあります。



(10) JST と採択者の所属機関との契約

- ・受託機関となる研究代表者および主たる共同研究者の所属機関と JST の間で、委託研究開発契約または増額の変更契約を締結します。



(11) 研究開発課題の実施

- ・研究代表者、事業化推進機関を中心とした事業化に向けた研究開発を実施します。
- ・年度ごとに採択課題のマイルストンの達成状況を踏まえ、次年度における研究開発課題の継続の可否を判断するマイルストーン（中間）評価を行います。



(12) 研究開発課題の終了・成果発表

- ・実施期間終了時期に合わせて、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会（Demo Day）を設け、研究代表者に発表していただきます。



(13) 起業

- ・本プログラムの実施期間中に起業をする場合は、JST による「起業後の支援」に基づき支援を継続することが可能です。ただし、支援を受けるにあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、起業の予定が判明次第、起業支援人材を通じて HSFC 事務局までご連絡ください。
- ・本プログラムの終了後も、研究開発課題が起業した場合にも、JST へ報告が必要となります。起業支援人材を通じて、HSFC 事務局までご連絡ください。

2.10. 研究開発課題の審査・選考方法

研究開発課題の選考は、HSFC 共同機関であるノーステック財団が組織する審査委員会により、書面審査およびヒアリング審査の二段階審査で行います。審査の際には、審査書類についての質問や、追加資料の提出などをお願いする場合があります。

- ・審査の過程はすべて非公開で行い、研究代表者および事業化推進機関と審査委員の利益相反を考慮して行います。本事業の審査にあたっては、審査委員に対し、利益相反の申告を求めます。申告内容に基づき、特定の応募課題に対して利益相反が認められる審査委員は、当該課題の審査から除外されます。
- ・ヒアリング審査は、研究代表者および事業化推進機関（ステップ 2 のみ）に出席いただくほか、担当の起業支援人材も陪席してください。その他の関係者の陪席の扱いについてはヒアリング審査の事前案内に従ってください。
- ・ヒアリング審査の開催日は、審査委員の都合をもとに決定します。発表者による日時指定は行えませんので、予めご了承ください。
- ・全ての申請者に対して審査結果を通知します。
- ・正式な採択は、HSFC での採択後、JST に研究開発計画書等を提出し、JST の承認をもって決定されます。

2.11. 研究開発課題の審査項目、観点について

本プログラムの研究開発課題の審査にあたっては、個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、これまでの取組の実績及び今後の方針等を踏まえた研究開発・事業育成の実施可能性等について評価を行います。

【ステップ1】

審査項目	審査の観点
基礎となる研究成果の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎となる研究成果の蓄積が十分であるか ● 科研費等の外部資金の獲得実績が十分であるか
事業化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業化に向けた用途仮説が立てられているか ● 用途仮説に基づく性能検証を行うための検証項目は適切か
技術シーズ・知財の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発に独創性・新規性が認められるか ● 事業終了時に原則基本特許の取得が見込めるか
課題の推進体制・規模の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発の体制やスケジュールは適切であるか ● 研究開発費の規模、用途は適切であるか
総合評価（U 型）	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか ● 国際市場において大きな成長が期待できるか
総合評価（Z 型）	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか

審査項目	審査の観点
	● 地域課題の解決などにつながる可能性が期待できるか など

【ステップ2】

審査項目	審査の観点
明確なマイルストーン設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 概念実証以降のステップに進むことが適切か、または既に進んでいるか。 ● JST 基金事業が想定するマイルストーンが適切に設定されているか。 ● 事業化に向けた技術課題、およびスタートアップ組成の課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。
技術シーズ・知財の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● シーズは競争優位性を有するか。 ● 新規性、独創性はあるか。(U型) ● 独創性はあるか。(Z型) ● 知的財産権がある場合には、その権利関係が明確かつ活用可能な状態か。 ● 事業の中核となる特許群の出願について適切な計画ができていないか。
事業性	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な対象市場の分析や類似事業を把握したうえで競争優位性を有するか。 ● 開発する製品やサービスは成長性・収益性が見込めるか。 ● 想定される事業リスクが適切に把握され、具体的な対応策が検討されているか。 ● 国際市場への展開を見込めるビジネスモデルか。(U型)
計画及び事業化に向けた実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業構想に基づいた研究開発計画が立てられているか。 ● 予算の使途や規模は適切か、また具体性が高いか。 ● 資本施策の策定や経営者候補人材の参画等の計画が適切に設定されているか。 ● シード期の資金調達に向けて適切な目標達成や収支計画が設定されているか。 ● 目標の達成および計画の遂行に向けて、適切なチームが構築されているか。 ● 事業化推進機関および推進者が、事業化を主導するための十分な能力・実績・財務基盤を備えているか。 ● 事業化推進機関の支援を受けており、その指示や課題に応えることができていないか。 ● 事業化への熱意があり、かつ理念が明確でコミュニケーション能力を有しているか。
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会・経済・環境などに対してインパクトをもたらす可能性があるか ● SDGs やカーボンニュートラルなど、社会課題の解決に資する提案となっているか(社会貢献性)。 ● 地域課題の解決と社会貢献を両立させ長期的に持続可能な繁栄が期待できるか。(Z型) ● その他総合的に判断社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか。

2.12. 個人情報等の取扱い

応募に関連してご提供いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守し、本プログラムの目的達成に必要な範囲内でのみ利用します。申請書は、評価・選考に関する資料として使用し、HSFC 内で共有します。申請内容に関する秘密は厳守しますが、JST とは業務上必要な情報に限り共有する場合があります。なお、特許出願前の情報など、機密事項を申請書に記載する際は、取り扱いに十分ご注意ください。

2.13. ダイバーシティ

本プログラムでは「ダイバーシティ（多様性）」を推進しております。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、協働してこそ新しい世界を開くことができます。現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付けられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であるため、本プログラムでは科学技術イノベーションを支える多様な人材として、女性研究者の積極的な応募を期待しています。

3. 採択後の研究開発課題の推進などについて

3.1. 研究計画書等の作成

本プログラムに採択された研究開発課題については、プログラム開始前に所定の研究計画書等を作成し、JST に提出する必要があります（詳細は採択決定後にご連絡します）。なお、JST へ提出した研究計画書等の内容によっては、JST により採択が取り消される可能性があります。

採択となった研究開発課題については、JST や HSFC のホームページにて情報公開される場合がありますので、知的財産等の公にすることで不都合のある情報の記載にはご自身の責任において十分注意してください。

3.2. 研究開発課題の推進

本プログラムに採択後、研究代表者、起業支援人材等は、下記に示すそれぞれの役割を認識し、設定したマイルストンの達成に向け、研究開発課題を推進してください。

3.2.1. 研究代表者の主な役割

研究代表者は研究開発に責任を有します。本プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。

ステップ 1 では、所属大学の起業支援人材や事業化推進機関と適宜相談しながら研究開発を実施し、ステップ 2 においては、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施します。

3.2.2. 事業化推進機関の主な役割

事業化推進機関は、本プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材（学内教員など）に助言を行います。ステップ 2 の研究開発課題に共同申請者として参画する際は、研究成果の事業開発に対する責任を有します。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発 SU の適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画（達成目標および事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得（自身による投資判断の俎上に載せることを含む）に向けた事業育成を行います。

また、起業に向けた体制構築のため、HSFC が行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待します。

3.2.3. 起業支援人材による伴走支援

本プログラムの実施にあたっては、研究代表者が所属する機関の起業支援人材は、外部委託のスタートアップの専門家（希望者のみ）、事業化推進機関、学内の知財担当部門、技術移転機関及びベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）・アクセラレーター等の協力機関と連携した伴走支援を行います。

具体的には、顧客課題の把握、初期顧客の獲得、顧客課題解決のための最低限の機能を備えたプロトタイプを作成、その基盤となる知財の確保などの支援を行い、プログラム実施期間中に顧客課題仮説および解決策仮説を検証・再構築することを目指します。

また、HSFC では、共同創業者探索、各種相談会参加や海外展開に資する機会の提供（公的機関による支援プログラム等）やセミナー、メンタリングを実施し、起業に向けた知見獲得を支援します。

3.2.4. 研究開発課題推進にあたっての留意事項

- ・ 研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本プログラムにおける実施期間中に、基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本プログラムにおける支援はその時点で中止することとなります。詳細については、所属大学の起業支援人材に相談してください。
- ・ 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームが NEDO や VC 等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めに始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意してください。

3.3. 研究開発費

本プログラムに採択された研究開発課題の研究開発費（直接経費）は、JST との委託研究契約に基づき、研究間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に配分されます。

3.3.1. 研究開発費として認められる資金使途

研究開発費は研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定のうえ、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等）に使用する費用）に対してのみ、支出することができます。

JST が定める経費執行ルールや、研究代表者が所属する大学の経費執行ルールを遵守し、公正かつ効率的な使用に努めてください。

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳細は、以下の URL にて最新の「研究者ハンドブック」や事務処理説明書等を参照してください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_researcher-handbook_2025.pdf

3.3.2. 特許関連経費について

本プログラムでは大学等発 SU 創出力の強化に取り組むことを目的としており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。

HSFC では、本プログラムの研究開発費とは別に、以下の金額を上限に特許関連経費を支援します。支援の詳細については、所属機関の起業支援人材にお問い合わせください。

- ・ステップ 1：国内出願－最大 90 万円、国際出願－なし
- ・ステップ 2：国内出願－最大 90 万円、国際出願－最大 340 万円

3.4. マイルストーン評価

採択された研究開発課題については、年度ごとにマイルストンの達成状況を評価し、次年度における研究開発課題の継続の可否を判断することとします。また、研究開発終了時には各課題の事後評価を行います。詳細は、課題採択後にお知らせします。

3.5. 成果報告会・Demo Day への参加

本プログラムの実施期間終了時期に合わせ、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会として、成果報告会および Demo Day の開催を予定しています。

原則として、本プログラムに採択された研究開発課題の研究代表者は、全員参加していただきます。

3.6. 起業後の支援継続

本節（3.6 および 3.7）における「支援」とは、本プログラムにおいて JST を資金原資として配分される研究開発費を指します。

本プログラムは起業前の支援を行うものであり、研究開発課題の実施期間内に早期に大学等発 SU を設立した場合には、支援目的を達成したもとして、原則として支援は終了となります。

ただし、事前の確認・承認を経た場合には、引き続き研究開発費を執行できることがあります。

起業後に受けることが可能な支援には、次の 2 種類があり、これらを総称して「起業後支援」といいます。

① 「SU 直接支援」

現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発 SU で実施する継続支援

② 「継続支援」

大学等発 SU を含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する継続支援

起業後支援の対象となる機関は、次のとおりです。

	① SU直接支援	② 継続支援
大学等	○	○
事業化推進機関	○（ただし予算措置なし）	○（ただし予算措置なし）
大学等発SU	○	－（支援なし）

支援の継続にあたっては、事前の確認・承認が必要となります。研究開発実施期間中に起業を検討する場合には、あらかじめ起業支援人材を通じて HSFC 事務局にご連絡ください。

なお、本プログラムにおいては、HSFC における審査を経た上で、3 か月前までに JST に申請し許可を得る必要があります。そのため原則として SU 登記予定日の 5 か月前までに各機関の起業支援人材にお知らせください（起業支援人材は速やかに HSFC 事務局にお知らせください）。

詳細な運用および手続については、JST「起業後支援の手引き」を参照してください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_su_guidebook.pdf

3.7. 起業の報告

本プログラムの終了後においても、支援を受けた研究開発課題が起業に至った場合には、その旨を JST へ報告する必要があります。

起業を検討する場合には、あらかじめ起業支援人材に相談のうえ、起業支援人材を通じて HSFC 事務局へご連絡ください。

4. 申請書類提出先・問合せ先

研究代表者の所属する機関の担当部署が、申請書類の提出先、大学内の応募対応・支援についてのお問合せ先となります。

※SU 創出共同機関は 50 音順

機関名	担当部署	メールアドレス
北海道大学（主幹機関）	社会共創部産学連携課産学連携担当	sangaku@research.hokudai.ac.jp
旭川医科大学	研究・学術情報課	rs-sr.g@asahikawa-med.ac.jp
旭川工業高等専門学校	総務課研究協力係	s_kenkyu@asahikawa-nct.ac.jp
旭川市立大学	地域連携研究センター事務室	chiken@live.asahikawa-u.ac.jp
小樽商科大学	企画総務課研究・社会連携推進室 産学連携係	sangakurenkei@office.otaru-uc.ac.jp
帯広畜産大学	研究支援課	kenkyu@obihiro.ac.jp
北見工業大学	研究協力課地域連携係	kenkyu04@desk.kitami-it.ac.jp
公立千歳科学技術大学	連携推進課	renkei@photon.chitose.ac.jp
公立はこだて未来大学	社会連携センター	col@fun.ac.jp
札幌医科大学	事務局研究支援課 知的財産係	chizai@sapmed.ac.jp
苫小牧工業高等専門学校	総務課企画調査係	kikaku@tomakomai-ct.ac.jp
函館工業高等専門学校	総務課研究推進係	kenkyu@hakodate-ct.ac.jp
北星学園大学	研究支援課	gakumu@hokusei.ac.jp
北海道医療大学	学術交流推進部研究推進課	kyousui@hoku-iryu-u.ac.jp
北海道科学大学	入試・地域連携部研究推進課	kenkyu@hus.ac.jp
北海道情報大学	学生総合事務局教務課	kyomu@do-johodai.ac.jp
室蘭工業大学	研究推進課研究支援係	renkei@muroran-it.ac.jp

<HSFC GAP ファンド公募担当>

ノーステック財団（公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター）産学連携支援部

E-mail : start-gap@noastec.jp

TEL : 011-708-6536

<HSFC 全般に関する問合せ先>

HSFC 事務局（北海道大学 産学・地域協働推進機構 スタートアップ創出本部）

E-mail : hsfc-jimu@mcip.hokudai.ac.jp

TEL : 011-706-9556